

**生命と財産を守る建物が
しつかりしていると心が落ち着く**

1面の
続き

利益第一主義に偏重している

今回の事件は、国が進めてきた「民間で出来ることは民間へ」という規制緩和策の失敗ではないでしょうか。

国民の生命と安全にかかわる基本的な事柄を、自由競争の経済原理を追求する分野へ委ねてしまったことに、大きな誤りがあったのではないのでしょうか。

バブル経済崩壊後、建築業界は競争が激しくなった上に、ここ数年で鋼材の値段が二・五倍以上に高騰しました。鉄筋コンクリートの建物では膨大な量の鉄筋が使われていますので、安くするために鉄筋の量を減らせという至上命令が、今回の偽造の動機になったようです。

**骨がしつかりしている
これが第一の条件**

建物の構造を軽視し、外観の仕上げを豪華にしたり、便利な道具に金をかけているのが、今日のマンション事情です。

鉄筋コンクリートの法定耐用年数は四七年、購入する人も三〇年超ローンと長くなっています。デザインがシンプルで仕上げが質素であっても、堅牢であることが第一の条件です。資産価値がゼロという新築では話になりません。

**木造住宅では
どうなっているか**

鉄筋コンクリートばかりでなく、木造住宅にも構造計算書は必要です。木造三階住宅には建築確認申請時に提出が義務づけられています。平家や二階建ての木造住宅の構造計算は、簡易

良心と責任

方法で行う事が出来、計算書はつけなくてもよいことになっています。

いずれにしても、木造住宅の世界では、棟梁や大工さんの経験と良心がまだ生きている世界ですから、顔が見え実績のある業者であれば安心です。

木造住宅の分野は各メーカーとも耐震を競って売り出していますから、よくわからない鉄筋コンクリートの構造計算書に比べれば信頼は高いといえます。

人の命と財産を預る建築業ですから、それにあらずさわる人は、プロとしての自覚と誇りを持たなければなりません。

ひと昔前の大工さんは、設計や監督によく注文をつけたものです。「こんな細い梁だとたわんで来て建具が動かなくなる」とか「筋交いが少ない」「ここに柱がほしい」などというのですが、そこには住む人の安全と快適さを求め、自分がたずさわった建物に対する愛着と自尊があつたものです。

確認申請を審査する民間の大手検査機関には、大手の住宅メーカーやゼネコンが出資しています。しかもそれらの期間に役所や関連企業からの天下りもあるようです。これでは検査機関の中立性は保てません。国の責任は重大です。抜本的対策が必要となってきました

コンクリート様

すぐわかる鉄筋不足!

建築基準法施行令第14条五に「主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の0.8%以上とせよ」と規定されています。この規定には注意(書き)と規定されています。この規定には注意(書き)と規定されています。この規定には注意(書き)と規定されています。

例題を解いてみましょう。

柱の主筋

鉄筋の断面積は $60\text{cm} \times 60\text{cm} = 3600\text{cm}^2$

必要鉄筋断面積は $3600 \times 0.008 = 28.8\text{cm}^2$

<例1>の場合の鉄筋断面積は (cm^2)

$0.95 \times 0.95 \times 3.14 \times 8\text{本} = 22.67\text{cm}^2 < 28.8$

<例2>の場合の鉄筋断面積は

$1.25 \times 1.25 \times 3.14 \times 8\text{本} = 39.25\text{cm}^2 > 28.8$

従って、<例2>は基準以上、<例1>は鉄筋不足、ということになります。

この程度の手回りは、すぐにできることではないか。

(甲田 建築事務所・甲田直己)